

## 第 28 回生存権裁判

### 「国が行った金額計算では、最低限度の生活の水準を満たせない」と主張



12月22日に第28回生存権裁判が行われ、裁判傍聴後弁護士会館で集会が行われました。今回は、原告側から第41～45準備書面が提出され、この第41準備書面の説明が行われました。この第41準備書面によると、本来基準部会報告書に基づいて生活保護費が計算されるべき所を、国は基準部会報告書どおりの適用でなく、しかも専門家の意見を聞かずに計算しているので、金額に違いが現れ、これでは健康で文化的な最低限度の生活の水準を満たしていないと訴えました。

これに対し被告側は、計算の妥当性を主張しました。

今後も原告側の反論は続きますが、担当されている芝野弁護士によると、他の裁判所で不当判決が出て来ており、和歌山県でも21年中には判決にたどり着くよう反論していきたいとの事でした。今後も社会状況や裁判所の状況をふまえ、支援活動を進めていきます。

次回：第29回裁判傍聴は、21年3月19日（金） 11：00～です。

裁判終了後は「和歌山弁護士会館」で報告集会を行います。

## ■国保 こどもの均等割軽減へ

厚労省は、子育て世帯の負担軽減をすすめるとして、国保料の子どもに関する均等割を未就学児に限定して5割軽減する方針を固めました。こどもの均等割については、全国知事会はじめ地方6団体も見直しを求めており、私たちも要求してきたところです。

しかし一方では、保険料軽減のための一般会計からの繰り入れの解消、保険料の統一、医療費適正化計画の推進をうたっており、国保料・税の上昇や必要な医療が受けられないなど、国民のいのちをくらしを脅かす「改革」を推し進めようとしています。

○ 対象は、全世帯の未就学児とする。

○ 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。

※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。

○ 国・地方の負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

○ 施行時期：令和4年度（2022年度）